

公益社団法人東京湾海難防止協会理事長の選考経過及び選定理由

当協会の目的は、海上における船舶に係る事故及び災害の防止に関する事業を行い、もって海上交通の安全に寄与することにあります。

そうした組織にあって、理事長としての職務内容は、当協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を執行することであり、また、会長に事故あるとき又は欠けたときには、会長に代わりその職務を行うこととなっています。このため、その職務を的確に遂行するためには、組織の長として必要な識見を有し、組織の円滑な運営を図るための十分な知識と能力を有することが求められます。加えて、当協会は、船舶に係る事故及び災害の防止に関する事業を行うことから、海事関係法令の知識はもとより船舶職員としての実務経験を有する等、海上という特殊な環境に熟知していること、さらには船舶航行安全及び海上防災に関する業務経験を有していることが不可欠であります。

今回の理事長の選考に当たりましては、長澤安純氏について、当協会に設置しております役員候補者選考委員会による面接審査を行い、理事長として適任であるとの評価を受けたことから、社員総会において同氏が理事に選任され、その後、理事の互選により理事長に選定されたものであります。

同氏は、船舶職員として乗船、海上勤務の経験を有するほか、海外においても在オランダ日本国大使館二等書記官として勤務するとともに、海上保安庁において、海上保安庁の課長、管区海上保安本部長という重要な責任ある役職に就き、組織のマネジメントの経験を有し、かつ、強力なリーダーシップを発揮し、船舶交通の枢要な地域において航行安全業務等に従事してきました。また、海上保安庁を退職後には、民間企業において、顧問として海上工事等に係る航行安全対策の指導・助言に当たり、さらにその後、当協会の専務理事を2年間務めるなど重要な責任ある役職において、豊富な知識・経験に基づき、的確に諸施策を実施してまいりました。

当協会は、平成23年4月1日に、公益社団法人へ移行し、その後、公益社団法人として当協会の経営運営改革を実施しているところではありますが、同氏は、今後さらにこれを推進し、社会的な責任を果たしていくという明確な目的意識と意欲を持っております。こうした経験、知見等から、選考委員会において役員として適任であるとの評価を受け、理事会において理事長に相応しいと判断されたものであります。

公益社団法人東京湾海難防止協会専務理事の選考経過及び選定理由

当協会の目的は、海上における船舶に係る事故及び災害の防止に関する事業を行い、もって海上交通の安全に寄与することにあります。

当協会の専務理事としての職務内容は、理事長を補佐して業務執行理事として当協会の業務全般を処理していくことであり、その職務遂行のためには、組織の経営、会計、人事・労務管理に関する十分な知識と能力はもとより、他機関との交渉や調整の業務を遂行することができる能力や経験を有することが求められます。加えて、海上という特殊な環境下において船舶に係る事故及び災害の防止に関する事業を行うことから、海事関係法令の知識はもとより船舶職員としての実務経験並びに船舶航行安全及び海上防災に関する業務経験を有していることが不可欠であります。

今回の専務理事の選考に当たっては、大根潔氏について、当協会に設置した役員候補者選考委員会による書類審査及び面接を行い、専務理事として適任であるとの評価を受けたことから、定時社員総会において同氏を理事に選任し、その後、理事の互選により専務理事に選定したところであります。

同氏は、海上勤務としては船舶職員としての乗船経験を有するとともに、陸上勤務として、海上保安庁の課長及び参事官並びに三つの管区海上保安本部長の要職において組織のマネジメントの経験を有し、東京湾を含む船舶交通の枢要な地域において航行安全業務等に従事してきました。また、海上保安庁を退職後には、当協会において、1年余り安全事業部長を務め、海の安全対策の指導・助言に当たる等の重要な職責を果たしており、豊富な知識・経験に基づき、的確に諸施策を実施してまいりました。

このように同氏は、当協会の専務理事に必要とされる能力及び経験が十分にあり、かつ、当協会の運営を的確に実施するという明確な目的意識と意欲を持つことなどを理由として、選考委員会から役員として適任であるとの評価を受け、また、理事会において専務理事に相応しいと判断されたものであります。